

一般負担の上限額の設定に対する意見募集に寄せられたご意見及び本機関の考え方

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

・平成 28 年 5 月 31 日～平成 28 年 6 月 13 日

(2) ご意見の総数（提出意見数）：3 件（3 者）

2. ご意見

通し 番号	ページ 番号	ご意見	本機関の考え方
1	3	メタン発酵ガス化バイオマス発電は、地域に存在するメタン発酵可能なバイオマスを原料として発電するものである。発電設備の容量は、地域における対象バイオマスの賦存量を十分に精査の上設定されるため、発電量の変動が小さく安定的に電力を供給することを特性とする。このため、設備利用率は高いレベルに維持される。他方、メタン発酵ガス化バイオマス発電設備は、地域資源を投入原料とするため、発電設備は比較的小規模なものが多い。このため、系統接続にあたって、ネットワーク側の送配電等設備の増強を求められた場合には、その費用負担が過大なため、プロジェクトの実施を断念せざるを得ない可能性も高い。これは、地域の産業の活性化に通じ	本機関から提示しております案をご支持頂くご意見として承りました。

通し 番号	ページ 番号	ご意見	本機関の考え方
		<p>る再生可能エネルギープロジェクトの意欲を地域が持ちながら、系統接続のためにその意欲の実現が阻止されることを意味する。こうしたことから、<u>メタン発酵ガス化バイオマスについて、その特性に配慮し、バイオマス（木質専焼）に等しい設備利用率を用いることとした電力広域的運営推進機関の考え方は理論的に合理的あることはもちろん政策的にも適切である</u>と考える。</p>	
2	3	<p><u>メタン発酵ガス化バイオマスは、比較的小規模な設備が多く、安定的な発電が可能である</u>とことを評価し、「<u>バイオマス（専焼）</u>」に区分されることは適切であると考えます。</p>	<p>本機関から提示しております案をご支持頂くご意見として承りました。</p>
3	5	<p>設備利用率は施設の能力（規模）によって差が出ると思われるため、<u>設備利用率を調査した上で、施設の能力（規模）によって設備利用率が変わるように設定することが望ましい</u>と思われる。</p>	<p>個別電源ごとの設備利用率を設定しようとする場合、これから系統に連系しようとする電源について、設備利用率を評価する必要があります。しかしながら、これから系統に連系しようとする電源であるため、その実績はありません。接続検討の申込件数は平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月の 1 年間で、2,315 件（最大受電電力 500kW 以上）にのぼります。このため、個別電源ごとに、発電設備設置者から申告される予測設備利用率が確かであるか否かを評価することは現実的ではないと考えています。</p> <p>また、調達価格等算定委員会において廃棄物発電の買取価格は施設の規模に係らず一律となっております。</p>

通し 番号	ページ 番号	ご意見	本機関の考え方
			<p>以上のことから廃棄物発電に関する一般負担の上限額については、施設の規模に係らず当該委員会にて示された設備利用率に基づき一律で設定することといたします。</p> <p>なお、一般負担の上限額決定後も状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討いたします。</p>

以上